

岡山大学法学会会則

2007年2月28日一部改正

2011年6月15日一部改正

2016年6月22日一部改正

2016年10月26日一部改正

第一条 本会は岡山大学法学会と称する。

第二条 本会の事務所は岡山大学法学部内におく。

第三条 本会は法学及び政治学に関する学術研究及び教育を支援し、もってその発展に資することを目的とする。

第四条 本会は左の事業を行う。

- 一 機関紙「岡山大学法学会雑誌」の発行
- 二 研究会及び学術講演会の開催
- 三 記念事業その他本会の目的を達成するために必要な事業

第五条 本会は左の会員を以って組織する。

- 一 普通会員 岡山大学法学部全教員、岡山大学大学院法務研究科全教員、岡山大学大学院社会文化科学研究科（法学系）教員及び上記のいずれかの身分を経た者で評議員会の議決を得た者（岡山大学学長、副学長等）
- 二 学生会員 岡山大学法学部全学生
- 三 大学院学生会員 岡山大学大学院法務研究科全学生及び岡山大学大学院社会文化科学研究科学生（指導教員が岡山大学法学部教員及び岡山大学大学院社会文化科学研究科（法学系）教員である者）
- 四 客員研究員会員 岡山大学大学院社会文化科学研究科の客員研究員で評議員会の議決を得た者
- 五 特別会員 評議員会の議決を得た者

第五条の二 前条の会員資格の取得又は継続につき検討すべき事項が生じた場合には、評議員会の議決に付す。

第六条 本会に左の役員をおく。

- 一 会長 岡山大学法学部長
- 二 評議員 法学会普通会員

第六条の二 本会の記念事業の代表は、会長を以って充てる。

第七条 本会の事業を行うために、左の委員をおく。

- 一 編集委員 任期2年
- 二 庶務・会計委員 任期1年
- 三 監査委員 任期1年

編集委員は、会員中より評議員会において委嘱する。但し、再任を妨げない。その他

の委員は、編集委員の互選による。

第八条 会員は左の会費を納付しなければならない。

普通会员 年額 20,000円

学生会員 全額 20,000円(4年分)

但し、三年次入学生の会員は全額 10,000円(2年分)

大学院学生会員

法務研究科 二年コースの会員は全額 10,000円(2年分)

三年コースの会員は全額 15,000円(3年分)

社会文化科学研究科・文化科学研究科

博士前期課程会員は全額 10,000円(2年分)

博士後期課程会員は全額 15,000円(3年分)

客員研究員会員 年額 5,000円

特別会員 評議員会で定める。

第九条 本会は毎年一回総会を開く。総会において決算及び予算の報告を行う。

第十条 会員は機関紙「岡山大学法学会雑誌」の無料配布を受ける。

第十一条 本会則の改正は評議員会の決議による。